資料1

まちづくり・住宅再建の現状について

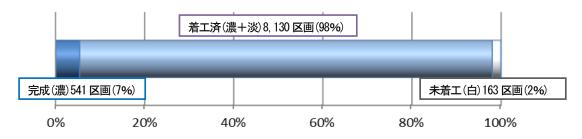
1 まちづくり(面整備)事業について

- ◆ 面整備事業予定 157箇所のうち、139箇所(89%)が着工、42箇所(27%)が完成。
- ◆ 宅地供給予定 8,293区画のうち、8,130区画(98%)が着工、541区画(7%)が完成。

平成26年12月末現在

事業名	全体計画			着 工 済※1		完 成※2	
事業名	市町村数	箇所数	区画数	箇所数	区画数	箇所数	区画数
土地区画整理事業	7	18	5, 454	18	5, 454	0	103
防災集団移転促進事業	7	88	2, 372	83	2, 264	29	346
津波復興拠点整備事業	6	10	_	8	ı	0	-
漁業集落防災機能強化事業	11	41*3	467	30	412	13	92
計	12	157	8, 293	139	8, 130	42	541

- ※1 着工済区画数は、一部着工した箇所についても一体的整備として当該地区の全区画数を計上。
- ※2 完成区画数は、一部完成地区の区画を含む。
- ※3 漁業集落防災機能強化事業の全体箇所数には、宅地を整備しない9箇所(うち着工済2箇所)を含む。

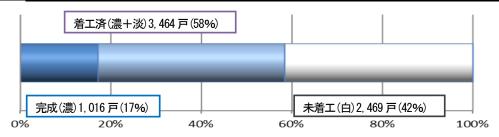


2 災害公営住宅整備事業について

◆ 災害公営住宅 170 団地のうち、93 団地(55%)が着工、40 団地(24%)が完成。 戸数ベースでは 5,933 戸のうち、3,464 戸(58%)が着工、1,016 戸(17%)が完成。

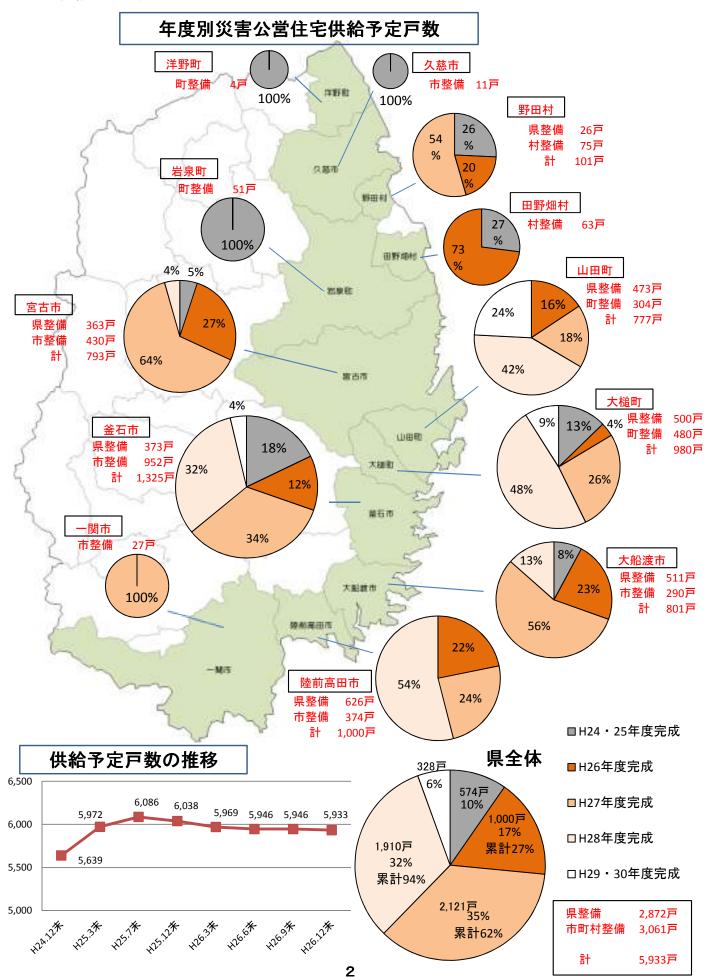
平成26年12月末現在

区分段階	県整備 52団地 2,872戸		市町村整備 118団地 3,061戸			合計 170 団地 5, 933戸			
权陷	団地数	戸数(進	(排率)	団地数	戸数(近	進捗率)	団地数	戸数(進	捗率)
地権者内諾済	43	2, 325	81%	115	2, 998	98%	158	5, 323	90%
用地測量発注済	42	2, 301	80%	89	2, 243	73%	131	4, 544	77%
用地取得済	40	2, 224	77%	76	2, 028	66%	116	4, 252	72%
着工済	34	1, 978	69%	59	1, 486	48%	93	3, 464	58%
工事完成	7	330	12%	33	686	23%	40	1, 016	17%



災害公営住宅の年度別供給予定数について

◆ H26.12.31時点「社会資本の復旧・復興ロードマップ」による市町村毎の年度別災害公営住宅 供給予定は下図のとおり



3 住宅再建に係る支援制度について

〇 被災者生活再建支援制度

<事業主体:国・県>

被災者生活再建支援法に基づき、平成23年東日本大震災により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に対し支援金を支給。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算 支援金の2つの支援金あり。

【補助額】住宅新築・購入:最大200万円、補修:最大100万円

	基礎支援金①	加算支援金②	加算支援金申請率②/①
H26. 12. 31現在	23, 197 件	9,072件	39%
(H26. 3. 31 現在)	23, 155 件	7,906件	34%

[※] 基礎支援金は、住宅が全壊、大規模半壊、やむを得ず解体した世帯及び長期避難世帯が対象。

「加算支援金の内訳]

	建設・購入	補修	賃貸	計
H26. 12. 31 現在	5,485件 (60%)	2,947件 (33%)	640件 (7%)	9,072件 (100%)
(H26. 3. 31 現在)	4,352件(55%)	2,925件 (37%)	629件 (8%)	7,906件 (100%)

[※] 加算支援金は、住宅の再建を開始した者に支給。

〇 被災者住宅再建支援制度

<事業主体:県・市町村>

県内で住宅が全壊又は半壊解体した世帯が、県内で新しい住宅を建設・購入した場合における補助。事業期間はH30まで延長済。H23~H30の支援想定戸数は9,518世帯。

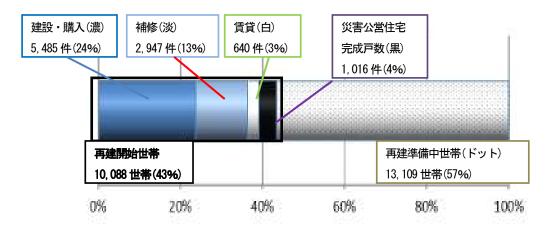
【補助額】複数世帯:最大100万円、単身世帯:最大75万円 (負担割合:県2/3 市町村1/3) [実施状況]

H23~25 実績値 (累計)	H26. 4∼12の	合 計	
(復興実施計画 第1期)	実績値	(累計)	
3,175世帯	1,066世帯	4, 241世帯	

4 住まいの再建の状況(試算)(12月末現在)

住宅の再建を開始した者に支給される被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請件数 9,072 件に、災害公営住宅の完成戸数 1,016 戸を加えたものを住まいの再建が開始されたとみなすと、基礎支援金受給者

23,197件(全県)に対し、10,088世帯となり、 43 %が再建を開始。



資料2

民間住宅再建の施工確保対策について

沿岸被災地における工事施工者向けの宿泊施設不足を解消し、被災者の住宅再建に資するため、**民間住宅の工事施工者向けに簡易宿舎の無償貸与を実施中。**

- 復興最盛期を迎え、深刻な工務店不足、職人不足に対し、内陸部や県外から工務店 や職人を呼び込むことで円滑な住宅再建が行われることを想定しており、その際に必 要となる工事施工者向けの宿泊施設については、大幅に不足している状況。
- 県では、昨年5月に復興庁から公表された「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第五弾)」に基づき、一部の応急仮設住宅を用途廃止したうえで、工事施工者向けの簡易宿舎として無償貸与しているもの。
- 現在、宮古市内6戸、釜石市内16戸を貸与中。
- また、釜石市鵜住居第5仮設団地の空き室12戸は再募集を行っているところ。
- なお、工事施行者から好評を得ていることから、各市町村の意向や、地域の状況を 勘案しながら、順次戸数を増加予定。

1. 貸与している簡易宿舎の状況

市町村	団地名	全体戸数	貸与戸数	募集戸数
宮古市	荷竹農村公園仮設団地 (津軽石荷竹地内)	6戸	6戸	0戸
釜石市	鵜住居第5仮設団地 (鵜住居町第4地割23番地隣地)	28戸	16戸	12戸
	合 計	34戸	22戸	12戸

2. 貸与対象者等

簡易宿舎等の貸与を希望する事業者は、当該簡易宿舎等が存する又は隣接する市町村内に建設される**民間住宅の請負契約1件につき1戸の貸与**を申し込むことができるもの。 貸与は、**戸単位、月単位**(最長1年間)で行うもの。